

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 25 日

株主および登録株式質権者 各位

静岡県静岡市清水区草薙北 3 番 18 号

協和医科器械株式会社

代表取締役社長 池谷 保彦

当社は、平成 20 年 7 月 11 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下、「決済合理化法」といいます。) 施行後の株式等振替制度 (株券電子化制度) に関して、発行する当社の普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構 (以下、「機構」といいます。) が取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、以下の事項を公告いたします。

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等 (株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様) について、同法第 8 条第 5 項各号に定める事項 (氏名または名称、株式数等) を、遅滞なく機構に通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社が、決済合理化法附則第 8 条第 4 項の申出により特別口座を開設する口座管理機関の住所および名称は、次の通りです。

住 所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
名 称	日本証券代行株式会社

以 上

※特別口座とは、決済合理化法の施行日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者の権利を確保するために、当社が株主名簿上の名義で開設する口座のことをいいます。

なお、事務手続上、特別口座の開設は平成 21 年 1 月 26 日以降になりますのでご了承ください。